

## 訴えの提起について

建物の収去及び土地の明渡しの請求、土地の貸付契約に基づく貸付料の請求並びに土地の不法占有に伴う損害賠償金の請求に関する訴えを提起する。

熊本市長 大 西 一 史

### 1 相手方

市が所有する熊本市中央区水前寺4丁目512番の土地の一部(以下「本件土地」という。)を平成26年4月1日から借り受け、本件土地上に熊本市中央区水前寺4丁目512番の12の建物及び512番の14の建物(以下「本件建物」という。)を所有している者

### 2 訴えの趣旨

本件建物の収去及び本件土地の明渡しの請求、本件土地の貸付契約に基づく貸付料の請求並びに本件土地の不法占有に伴う損害賠償金の請求をする。

### 3 訴えの概要

相手方は、平成26年4月1日に市との間で締結した公有財産有償貸付契約に基づき本件土地の貸付けを受け(当該契約は平成28年4月1日付けで更新されている。)本件土地上に本件建物を所有しているが、当該契約に基づく貸付料について、平成30年4月末日時点で合計1,708,240円(平成27年11月分から平成30年4月分まで)の滞納があり、度重なる催告にもかかわらずその納付がなされていない。

そこで、訴状をもって当該契約を解除し、本件建物の収去及び本件土地の明渡しの請求、当該契約に基づく貸付料の請求並びに解除日後の期間に係る本件土地の不法占有に伴う損害賠償金の請求をするため、熊本地方裁判所に対し、訴えを提起するものである。

### 4 事件に関する取扱い

訴訟において上記請求が認容されないときは、控訴及び上告又は上告受理の申立てをする。

(提出理由)

建物の収去及び土地の明渡しの請求、土地の貸付契約に基づく貸付料の請求並びに土地の不法占有に伴う損害賠償金の請求に関する訴えの提起をするに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。